

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一九）

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（一二〇）

〔省 令〕

○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇二）

〔告 示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件
（金融庁・財務・財務二）

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があつたので公表する件（総務二六〇）

○商業登記規則第一百一条第一項の規定による登記所の指定に関する件
（法務一五〇）

○日本国に帰化を許可する件
（同一五一）

○円借款の供与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一九三）

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件
（同一九四）

○実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約のポスニア・ヘルツェゴビナによる批准に関する件（同一九五）

○国際物品売買契約に関する国際連合条約へのアルメニア共和国の加入に関する件（同一九六）

○ポーツマス水産センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とドミニカ国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九七）

○核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約のニカラガ共和国による批准に関する件（同一九八）

○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正のアメリカ合衆国による批准等及びグアテマラ共和国の加入に関する件（同一九九）

○分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定へのツバルの加入に関する件
（同一〇〇）

○平成二十一年度において型式検査を行う農機具の種類を定めた件
（農林水産四八一）

○遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（同四八二）

○出願公表後に名称変更がなされた件（同四八三）

○国土調査として指定した件
（国土交通四一七）

○塩釜船舶通航信号所に関する告示の一部を改正する件
（海上保安庁一二七）

○道路に関する件
（関東地方整備局二〇六、二〇七）

〔公 告〕

諸事項

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 法務省 会計検査院
最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

勞 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）

国家試験

平成二十年度通訳案内士試験合格者
（追加）（観光庁）

平成二十年度通訳案内士試験合格者の訂正（同）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一九号）（国土交通省）

1 船舶等からの廃棄物の排出基準について、地中海海域に係る特例を定めることとした。（本則関係）

2 この政令は、平成二十二年五月一日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（厚生労働省）

1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。（第一条関係）

(一) 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤

(二) 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤

(三) アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン・八パーセント以下を含有するものを除く。

(四) 二・二ジメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤

(五) S-メチル-N-メチルカルバモイル「オキシ」ーチオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤。ただし、S-メチル-N-メチルカルバモイル「オキシ」ーチオアセトイミデート四五パーセント以下を含有するものを除く。

次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条第一項関係）

(一) 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤

(二) アバメクチン・八パーセント以下を含有する製剤

(三) 二・四・六・八・テトラメチル・三・五・七・テトラオキソカン（別名メタアルデヒド）及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・六・八・テトラメチル・三・五・七・テトラオキソカン一〇パーセント以下を含有するものを除く。

(四) 一（四）メトキシフェニルピペラジン及びこれを含有する製剤

(五) 一（四）メトキシフェニルピペラジン一塩酸塩及びこれを含有する製剤

(六) 一（四）メトキシフェニルピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤

次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）

(一) 二イソプロピル四メチルピリミジール六エチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）五パーセント（マイクロカプセル製剤にあつては、二五パーセント）以下を含有する製剤

(二) シクロポリ（三）四（ジ）フェノキシ、フェノキシ（四）シアノフェノキシ及び「ビス（四）シアノフェノキシ」ホスファゼン」の混合物並びにこれを含有する製剤

(三) 三・四・ジクロロ二シアノロー・二イソチアゾール五カルボキサニリド（別名イソチアニル）及びこれを含有する製剤

(四) 四メチル二シアノピフェニル及びこれを含有する製剤

(五) 二（二）（四）メチルフェニルホルムルオキシイミノ）チオフェン三（二）（二）イリデン）ト二（二）メチルフェニル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤

この政令は、3の規定を除き、平成二十二年四月二〇日から施行することとした。

政令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年四月八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第九十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十條第二項第二号及び第三号並びに第十八條第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二第一号中「及びガルフ海域」を「ガルフ海域及び地中海海域」に改め、同表備考第一号及び第二号中「ガルフ海域」の下に「地中海海域」を加え、同表備考第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 この表において「地中海海域」とは、別表第一の五に掲げる地中海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

別表第三備考第一号を次のように改める。

一 この表において「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ 別表第一の五に掲げるバルティック海域、南極海域、ガルフ海域及び地中海海域

ロ 別表第二の二備考第四号に規定する北海海域

ハ 別表第二の二備考第八号に規定する海洋施設等周辺海域

別表第三備考第二号イ中「及びガルフ海域」を「ガルフ海域及び地中海海域」に改め、同号ハ中「別表第二の二備考第六号」を「別表第二の二備考第八号」に改める。

附則
この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

国土交通大臣 金子 一義
内閣総理大臣 麻生 太郎

御名 御璽

平成二十一年四月八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二十号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）第二十三條の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一條中第一号の六を第一号の九とし、第一号の二から第一号の五までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

一の二 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤

一の三 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤

一の四 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン・八％以下を含有するものを除く。

第一條中第十六号の二を第十六号の三とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 二・二ジメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤

第一條中第二十六号の十を第二十六号の十一とし、第二十六号の九を第二十六号の十とし、第二十六号の八を第二十六号の九とし、第二十六号の七の次に次の一号を加える。

二十六の八 S-メチル-N-メチルカルバモイル「オキシ」ーチオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤。ただし、S-メチル-N-メチルカルバモイル「オキシ」ーチオアセトイミデート四五％以下を含有するものを除く。

第二條第一項中第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の四を第四号の五とし、第四号の三を第四号の四とし、第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤

第二条第一項第十号ただし書中「三%」を「五%」に改め、同項第三十二号中(152)を(156)とし、(148)から(151)までを(152)から(155)までとし、(147)を(150)とし、その次に次のように加える。

(151) ニー「二」(四)メチルフェニルエニルスルホニルオキシイミノ)チオフェン三(二H)ーイリデン)ー二(二)メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(146)を(149)とし、(145)を(148)とし、(144)を(146)とし、その次に次のように加える。

(147) 四ーメチル二ーシアノピフェニル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(143)を(145)とし、(81)から(142)までを(84)から(144)までとし、(80)を(81)とし、その次に次のように加える。

(80) 三ー四ージクロロ二ーシアノ二ーチアゾール五ーカルボキサニリド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号の次に次のように加える。

(80) シクロポリ(三)四(ジ)フェノキシ、フェノキシ(四)シアノフェノキシ及び「ビス(四)シアノフェノキシ」ホスファゼン」の混合物並びにこれを含有する製剤

第二条第一項第七十一号の五の次に次の一号を加える。

七十一の六 二・四・六・八ーテトラメチル一・三・五・七ーテトラオキソカン(別名メタルデヒド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・六・八ーテトラメチル一・三・五・七ーテトラオキソカン一〇%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第九号の九中「及びこれ」を「四・五%以下」に改める。

第二条第一項第九号の十三を第九号の十六とし、第九号の十四を第九号の十五とし、第九号の十一を第九号の十四とし、第九号の十の次に次の三号を加える。

百の十一 ー(四)メトキシフェニル)ビベラジン及びこれを含有する製剤

百の十二 ー(四)メトキシフェニル)ビベラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤

百の十三 ー(四)メトキシフェニル)ビベラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤

附則 (施行期日) この政令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令(以下「新令」という。)第一条第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の二並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第七十一号の六及び第九号の十一から第九号の十三までに掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十一年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第二項の規定は、適用しない。

4 新令第一条第二十六号の八に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十一年七月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前にした新令第一条第二十六号の八に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 外添 要一 内閣総理大臣 麻生 太郎

省令

○厚生労働省令第百二号 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月八日 厚生労働大臣 外添 要一

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。別表第一毒物の項中第一号の二を第一号の三とし、第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八%以下を含有するものを除く。

別表第一毒物の項第二十号の三の次に次の一号を加える。

二十の四 SーメチルNー(メチルカルバモイル)ーオキシ)ーチオアセトイミデート(別名メトミル)及びこれを含有する製剤。ただし、SーメチルNー(メチルカルバモイル)ーオキシ)ーチオアセトイミデート四五%以下を含有するものを除く。

別表第一劇物の項第二十号の八中「及びこれ」を「四五%以下」に改める。

附則 この省令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号及び第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第一劇物の項第二号を次のように改める。

二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤

別表第一劇物の項第五号中「三%」を「五%」に改め、同項第十一号の九中(142)を(143)とし、(77)から(141)までを(78)から(142)までとし、(70)の次に次のように加える。

(77) 三ー四ージクロロ二ーシアノ二ーチアゾール五ーカルボキサニリド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第四十三号の五の次に次の一号を加える。

四十三の六 二・四・六・八ーテトラメチル一・三・五・七ーテトラオキソカン(別名メタルデヒド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・六・八ーテトラメチル一・三・五・七ーテトラオキソカン一〇%以下を含有するものを除く。

この省令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号及び第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第一劇物の項第六十号の八中「及びこれ」を「四五%以下」に改める。

附則 この省令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号及び第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第一劇物の項第二十号の八中「及びこれ」を「四五%以下」に改める。

附則 この省令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号及び第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

告

○金融庁 財務省告示第二号

社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件(平成十五年一月金融庁・財務省告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月八日 金融庁長官 佐藤 隆文 財務大臣 森 英介 財務大臣 与謝野 馨

「バンク サラジン アンド カンパニー リミテッド」の項の次に次のように加える。

カセイ、バンク、ドイチュラ、ドイツ連邦共和国、ミュンヘン市、リリエントアルレー、三十二、ゲイ、エム、ペー、ハー、四一三六

示

別表第一劇物の項第二十号の八中「及びこれ」を「四五%以下」に改める。

附則 この省令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号及び第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第一劇物の項第二十号の八中「及びこれ」を「四五%以下」に改める。

附則 この省令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号及び第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第一劇物の項第二十号の八中「及びこれ」を「四五%以下」に改める。

附則 この省令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号及び第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。